

令和6年3月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年3月25日(月) 午後3時00分～午後4時20分

2.開催場所 三芳町役場 201 会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第23号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第24号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

報告第25号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第26号 農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	清水 大輝	主事補	森下 由理

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会議事規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に清水高広委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第21号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
議案第22号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり
議案第23号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第24号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
報告第25号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第26号、1、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件（報告）、別紙のとおり

令和6年3月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長 議案第21号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。議案第21号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2 ページから 3 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 2,005㎡、1,966㎡の計3,971㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。なお、継続の利用権設定となります。次に申請書に基づいて借人についてご説明します。機械は、トラクター1台、田植機2台、播種機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草となります。農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認を3月21日に行い、借人の〇〇〇〇さんにも話を伺いました。現状この畑は、四方には風除けのために麦が撒いてあるほか、収穫できそうなほうれん草が、25m程度の長さで8本撒いてありました。また、この畑の隣には今回借人所有の畑があり、そこには次々途切れなくほうれん草が撒いてありました。申請地においては、連作障害が起きないように、今後もほうれん草を撒いていくとのこと。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 議案第21号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声が出ましたので、決定とします。
議案第21号番号2から議案第21号番号4までについて借人が同一であるため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、4ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 4,903 m²、551 m²の計 5,454 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。

続きまして8ページをご覧ください。番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、9ページから10ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 1,272 m²、1,977 m²の計 3,249 m²であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

引き続き8ページをご覧ください。
番号4につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。
所在につきましては、11ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

い。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から 646 m²、82 m²、668 m²の計 1,396 m²であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。なお、継続の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕運機 2 台、トラクター 2 台、トラック 4 台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め 5 名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に 4 名が満たしています。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 3月19日に現地確認を行いました。議案第21号番号2につきまして、現地は作付けがされていて、収穫後まだ畑の片付けを行っており、継続して農作業をされていることを確認しました。また議案第21号番号3につきましては、私の自宅近所ということもあり、以前より作付けをされていることを確認しております。現況は作付け後に畑をうなっているような状況でした。こちらも、年間を通して、作付けをされているような畑でありますので、問題無いと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

13番委員 3月23日に現地確認を行いました。議案第21号番号4につきましては、現地に麦が撒いてあり、これからの作付けに備えている状況でした。また借人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇でも熱心に農業を行っている方でして、まだこれからも、畑を借りて経営を拡大していきたいとのこと。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 議案第21号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第21号番号3について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第21号番号4について何か意見ございませんか。

2番委員 〇〇〇〇さんはおいくつくらいで、どういう経歴の方でしょうか。広範囲に渡り借りているため、管理が行き届くか確認のためお伺いします。

13番委員 ○○歳だと思います。元々は○○○○にお住まいの方で、数年前に新規就農者として、○○○○に自宅を構えた形になります。経営体制としてはスタッフ4名に加えパートも数名雇っており、支障は無いと思われます。

2番委員 わかりました。

会長 他にご意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第22号番号1及び議案第23号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。議案第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、地権者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付の件についてご審議頂きます。一方で議案第23号では農用地利用集積等促進計画(案)の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地利用集積等促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。議案第22号と議案第23号は所在が同一であるため一括で説明いたします。
それでは13ページをご覧ください。議案第22号番号1につきましては、所在が○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○の計6筆となります。
所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 1,861 m²、137 m²、127 m²、24 m²、1.69 m²、727 m²の計 2,877.69 m²であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が○○○○、○○○○
借人が○○○○、○○○○

続きまして14ページをご覧ください。議案第23号番号1では

貸人が○○○○、○○○○

借人が○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間となります。なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター1台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、露地野菜となります。

農作業従事日数については、申請者2名ともに300日となっております。また、○○○○さんは、令和5年4月に○○○○に認定新規就農者として就農しており、現在○○○○で約 29,000 m²の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認を3月21日に行いました。綺麗に耕耘されている畑でありました。また遡ること、2月2日に借人の〇〇〇〇さんと農業委員と事務局で現地立ち合いを行いました。
〇〇〇〇さんはホームページを利用して野菜も販売しており、とても熱心に農業に取り組んでいます。なお、現地には貸人が取り付けた農業用の井戸があり、そちらも利用することを検討しているそうです。また申請地においては、さといもを作付け予定とのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 議案第22号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
議案第23号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。
議案第22号番号2及び議案第23号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 13ページをご覧ください。議案第22号番号2につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、17ページから18ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は2,201㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして14ページをご覧ください。議案第23号番号2では
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、令和6年6月1日から令和12年5月31日までの6年間となります。なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、耕運機3台、田植機1台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、かんしょ、さといも、ばれいしょ、にんじんとなります。農作業従事日数については、申請者は300日となっております。また、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で 30,568㎡の農地を現在経営されております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 3月22日に現地を確認いたしました。今のところ現地は更地で何も作っておりませんでしたが、綺麗に管理されておりました。また借人に話を伺ったところ、申請地

については、さつまいもを作付けし経営を拡大していきたいとのことでした。また息子さんも意欲がある方ですので、問題無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 議案第22号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第23号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、意見無しとします。
議案第24号番号1について事務局より説明をお願ひします。

事務局 事務局より説明いたします。19ページをご覧ください。
議案第24号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、20ページ、21ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積は872㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。
譲渡人の経営面積は 872.00 ㎡、
譲受人の経営面積は 0 ㎡となります。
申請事由は贈与による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。まず、農地をすべて効率的に利用しなければならぬ、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、耕うん機1台所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。労働力は、申請者を含め2名と記載されております。予定されている主たる経営作物は、きゅうり、なす、だいこん、となっております。また、農作業の従事要件、年間160日以上 の従事要件についてですが、申請書によりますと1名満たす予定となります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願ひします。

13番委員 3月23日に現地確認及び譲受人に聞き取りを行いました。今のところ現地に作付けはされておれませんが、春から夏にかけていろいろな物を作付けしていきたいとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 議案第24号番号1について何か意見はございませんか。
異議なしの声がでましたので、許可とします。
これよりは報告案件となりますが、報告第25号番号1について農業委員の〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは、報告第25号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 22ページをご覧ください。報告第25号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、23ページから26ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・断面図をご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。面積は543㎡となっております。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、資材置場で、存続期間は令和6年3月19日から令和7年12月20日までの一時転用として受理済みです。
報告第25号については以上となります。

会長 報告第25号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。続きまして、報告第26号番号1について農業委員の〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは、報告第26号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 27ページをご覧ください。報告第26号は、三芳町教育委員会より提出された、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。農地法施行規則第53条は、農地の転用のための権利移動の制限の例外となります。つまり、ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっており、今回の件は、農地法施行規則第53条第1項第19号に当たり、「地方公共団体が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合」に合致するため、農地転用許可は要らず、報告のみとなります。
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては、28ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっており、面積が241㎡となっております。なお、詳しい土地利用計画につきましては、29ページの土地利用計画図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和6年3月11日から令和6年3月29日(予定)

掘削方法は、深さ1mから2m、長さ12mのトレンチを1本、2m×2mのピットを1か所掘削予定となります。被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

事務局からは以上です。

会長 報告第26号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 4 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 清水 高広

署名委員 塩野 智恵